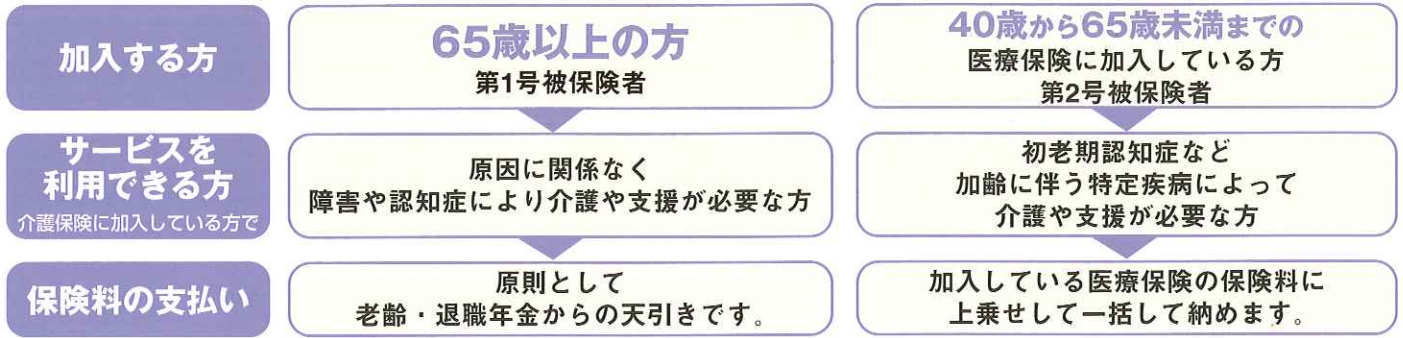
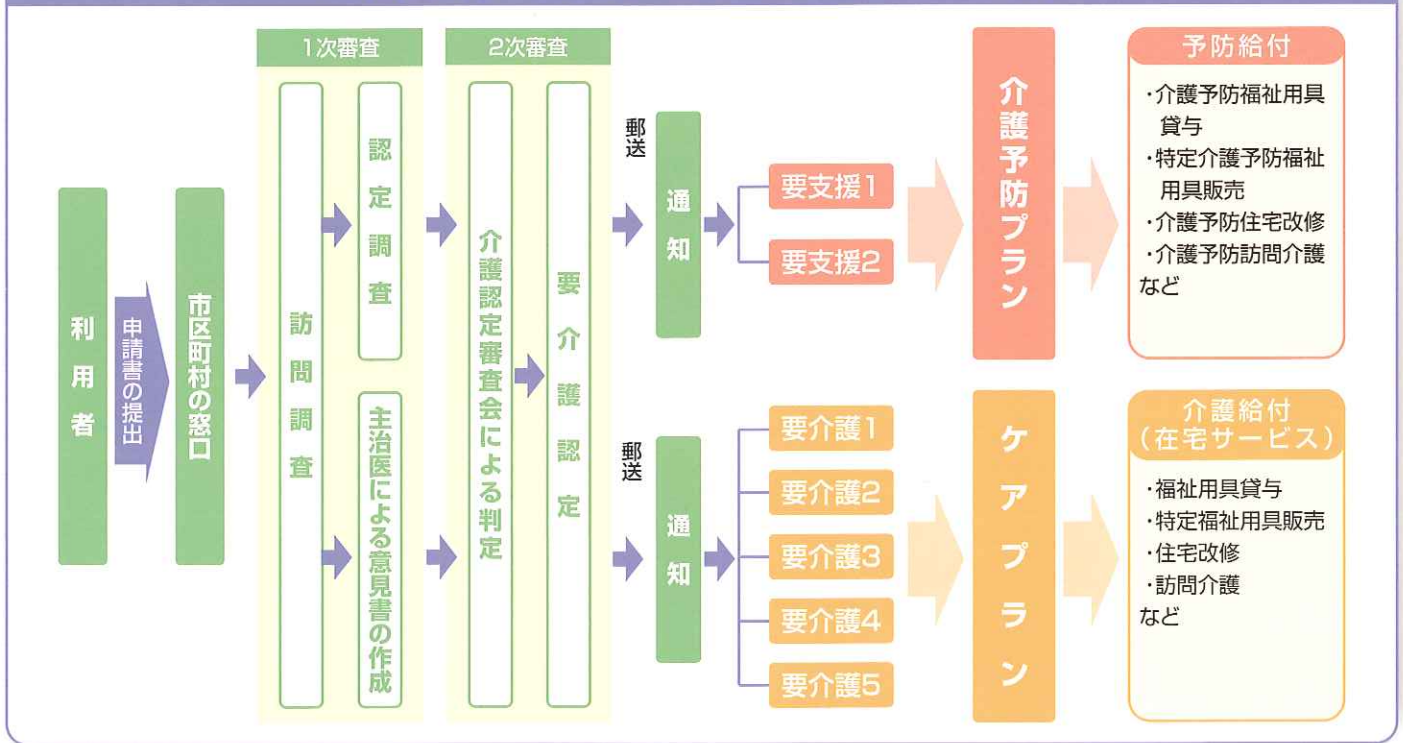


介護保険制度について

■運営主体：介護保険制度の運営主体（保険者）は、市区町村です。



介護保険の利用手続きとサービスの内容

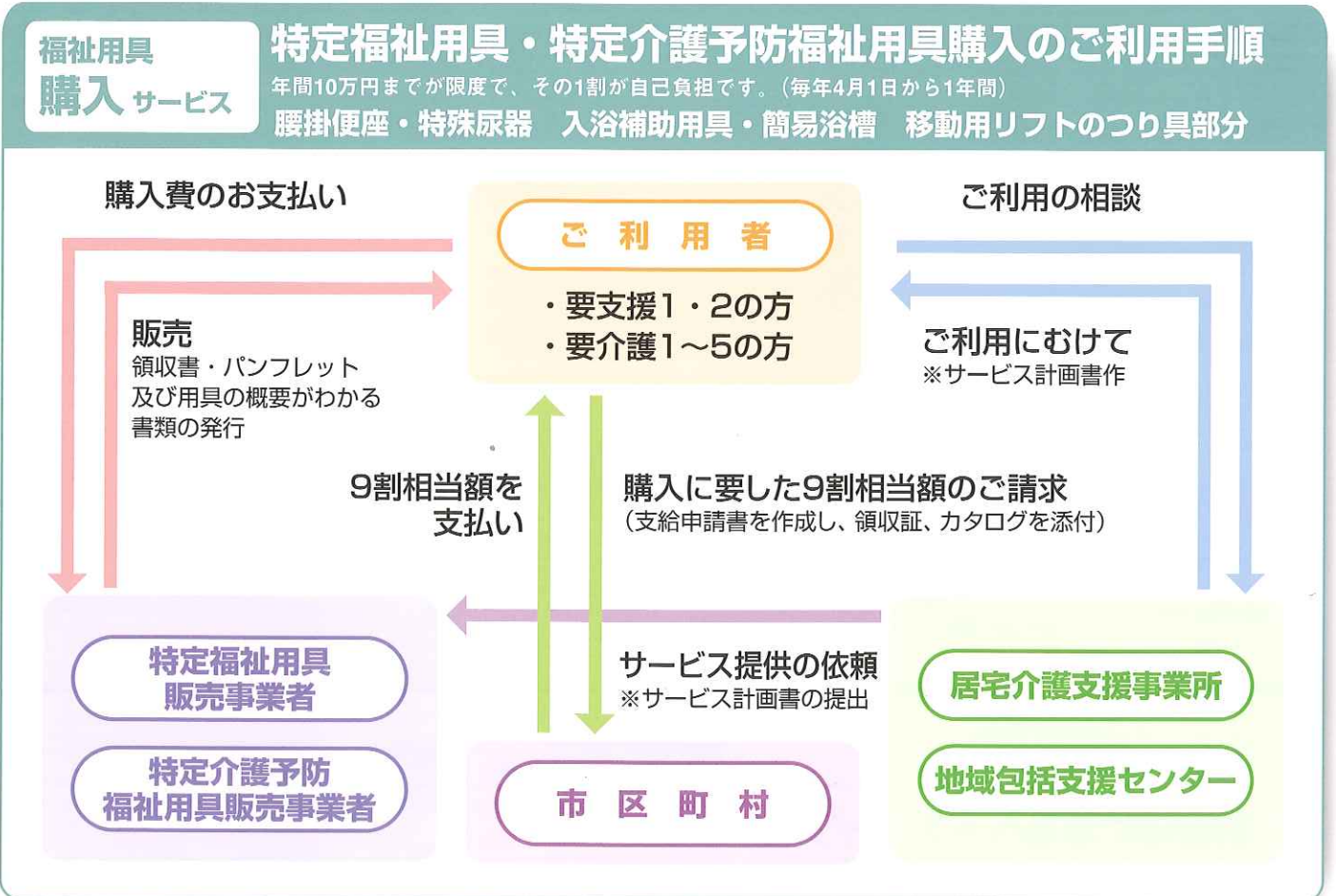


介護度の目安とサービス利用上限

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
ほぼ自分で行うことができるが、手段的日常生活動作で何らかの支援を要する状態	手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、何らかの支援または部分的な介護が必要な状態	立ち上がりや歩行などが不安定。排せつ、入浴などに一部介助が必要	立ち上がりや歩行などが自力ではできない場合が多い。排せつ、入浴などで一部または全体の介助が必要	立ち上がりや歩行などが自力ではできず、排せつ、入浴、衣類の着脱などで全体の介助が必要	日常生活を行う能力がかなり低下しており、排せつ、入浴、衣類の着脱などで全体の介助が必要	日常生活を行う能力が著しく低下、生活全般について全面的介助が必要。意思の伝達がほとんどできない場合が多い
支給限度額(月額) 49,700円	支給限度額(月額) 104,000円	支給限度額(月額) 165,800円	支給限度額(月額) 194,800円	支給限度額(月額) 267,500円	支給限度額(月額) 306,000円	支給限度額(月額) 358,300円
ご利用者負担額(月額) 4,970円	ご利用者負担額(月額) 10,400円	ご利用者負担額(月額) 16,580円	ご利用者負担額(月額) 19,480円	ご利用者負担額(月額) 26,750円	ご利用者負担額(月額) 30,600円	ご利用者負担額(月額) 35,830円

※実際の支給限度額は、金額ではなく単位で決められており、所在地やサービスの種類によって1単位当たりの報酬額が異なります。
※表は目安として1単位当たり10円で計算しています。

介護保険を利用すれば「1割」の自己負担で、ご利用いただけます。



※各市区町村により多少異なる場合がございます。詳細はおたずねください。